

## 政策決定会議概要（9月11日開催分）

日 時 平成30年9月11日（火曜日）9時00分～9時30分  
場 所 市役所本館2階 会議室

### 【案件】蓮池の取得の必要性にかかる再整理について

#### 出席者

委員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長  
担当部 みどりまちづくり部長、同副部長、同公園緑地室長  
子ども未来創造局担当部長（子育て担当）  
地域創造部地域活性化室長  
事務局 政策補佐監、市政統括政策推進室職員

#### 確認事項

- ・蓮池の土地の必要性に係る検証結果について
- ・今後の手続きについて

#### 結 論

- ・子育て施策の見地から蓮池の土地が必要であるとの結論を了とする
- ・手続きの進め方について了とし、市議会第4回定例会に債務負担行為の期間変更に係る補正予算案を提出することとする

#### 質疑・意見等

Q: なか幼稚園の現地での建替えは、絶対に不可能ではないのか。

A: 「絶対に不可能」ということではなく、仮に「どんな状況であっても今の敷地内で建替えるしかない、そのためにはどんな不都合も厭わない」ということであれば、物理的にはA案からD案までいずれも可能。しかしながら、これほどまでのデメリット、特に、園児が可哀相すぎるデメリットを飲み込んでまで現敷地内で建替えることを考えると、やはり蓮池の土地に移転あるいは拡張しての建替えが必要と判断した。

Q: 議会への付帯決議の解除の手続きは、ほかに手法はあるのか。

A: もともと、法的にも慣例的にも付帯決議解除の手続きはなく、議会での手続きなく予算を執行することも可能と議会事務局からは聞いている。しかしながら、やはり議会の場で再度ご議論いただきたいとの考えから、関連議案を提出するという手法を選択したい。議案の内容については、提出の時期によっては他の選択肢もあるが、本案件については、取得の手続きが遅れたことにより、債務負担行為の設定期間を延長する必要があるため、これに係る補正予算案という形で議会にお諮りするもの。

以上